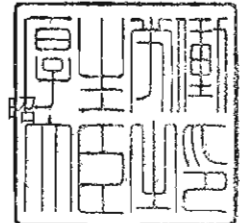


厚生労働省発食安０２０１第１号
平成 ２ ２ 年 ２ 月 １ 日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第８３条第２項及び第８３条の４第３項の規定に基づき、平成２２年２月１日付け２２消安第１１７３８号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成２２年２月１日付け２２消安第１１７３７号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン

